

徳島大学における留学生支援の内部質保証に関する自己点検・評価要項

平成31年4月1日制定
令和元年12月25日改正
令和2年 4月 1日改正
国際交流委員会

1. 目的

この要項は、徳島大学における内部質保証に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、本学が実施する留学生支援全般の状況に関する点検・評価及び改善に関する事項を定めることを目的とする。

2. 自己点検・評価の実施

国際交流委員会は、方針の3.(2)に基づき、高等教育研究センター（以下「センター」という。）と協働し、特に海外からの留学生を対象とした支援全般の状況に関する自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の項目

前項の自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- 1) 留学生受入の状況
- 2) 留学生に関する修学支援の状況
- 3) 留学生に関する生活支援の状況
- 4) 留学生に対する経済的支援の状況
- 5) 上記のほか、必要と認められる事項

4. 自己点検・評価の実施時期

毎年度

5. 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価にあたっては、組織評価等の学内の他の評価や大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- (2) 毎年度、関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

6. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置についてセンターと協働して検討を行い、改善計画を策定し、推進責任者に報告する。
- (2) 前号の改善計画については、必要により、役員会等の議を経て、関係部局に改善を指示し、進捗状況を推進責任者に報告する。